

長崎市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成31年3月19日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 長崎市監査委員 | 三 | 井 | 敏 | 弘 |
| 同 | 三 | 谷 | 利 | 博 |
| 同 | 井 | 上 | 重 | 久 |
| 同 | 武 | 次 | 良 | 治 |

平成 30 年度
監 査 報 告
定期監査・行政監査

企画財政部

理財部

市民生活部

原爆被爆対策部

市民健康部

こども部

環境部

文化観光部

水産農林部

北総合事務所

教育委員会教育総務部

教育委員会学校教育部

選挙管理委員会事務局

公平委員会事務局

監査事務局

農業委員会事務局

固定資産評価審査委員会事務局

長崎市監査委員

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

| 部局名 | 所属名 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画財政部 | 都市経営室、長崎創生推進室、大型事業推進室、地域コミュニティ推進室、市民協働推進室、財政課、世界遺産推進室 |
| 理財部 | 財産活用課、資産経営室、契約検査課、検査指導室、収納課、特別滞納整理室、資産税課、市民税課 |
| 市民生活部 | 消費者センター |
| 原爆被爆対策部 | 調査課、援護課 |
| 市民健康部 | 地域保健課、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、国民健康保険課、後期高齢者医療室、池島診療所 |
| こども部 | 子育て支援課、こども健康課、幼児課、こどもみらい課 |
| 環境部 | 東工場 |
| 文化観光部 | 歴史民俗資料館 |
| 水産農林部 | 水産農林政策課、水産振興課、農林振興課 |
| 北総合事務所 | 外海地域センター |
| 教育委員会教育総務部 | 総務課、施設課、適正配置推進室、生涯学習課、外海公民館、黒崎地区公民館、出津地区公民館、池島地区公民館 |
| 教育委員会学校教育部 | 高島幼稚園、朝日小学校、仁田佐古小学校、戸町小学校、小ヶ倉小学校、土井首小学校、深堀小学校、外海黒崎小学校、神浦小学校、池島小学校、戸町中学校、土井首中学校、土井首中学校開成分校、深堀中学校、黒崎中学校 |
| 選挙管理委員会事務局 | |
| 公平委員会事務局 | |
| 監査事務局 | |
| 農業委員会事務局 | |
| 固定資産評価審査委員会事務局 | |

第3 監査の期間

平成30年9月19日から平成31年2月25日まで

第4 監査の範囲

平成29年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務

なお、収入事務については使用料及び手数料（行政財産の目的外使用を除く）に係る一連の事務手続きを、支出事務については負担金、補助及び交付金を重点項目とし、その他の科目については、必要に応じて対象科目を抽出した。また、現金等管理事務については、現金関係等の管理・保管についてを範囲とした。

第5 監査の方法

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第6 監査委員の除斥

三井敏弘監査委員は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで理財部長として在職していたため、理財部の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第7 監査の結果

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについては、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

1 支出事務について

(1) 担い手農家支援特別対策事業費補助金について [農林振興課]

当該補助金は、長崎市担い手農家支援特別対策事業補助金交付要綱（平成16年5月11日告示）で対象事業や補助率を定めている。しかし、事業名や補助率が現在の国や県の補助メニューと一致しておらず、平成17年度以降、要綱を改正することなく、国や県の補助メニューを当該補助金の対象事業とする運用により補助金を支出していた。

補助金は、公益上必要があると認めた場合に支出するものであることから、公益上の必要性についての基本的事項を定めた長崎市補助金等交付規則及び各補助対象事業の目的、対象経費、補助率等の根拠規定である補助金交付要綱等に基づき執行しなければならない。

今回の場合、国や県の補助メニューの改正にあわせて要綱改正を行い、告示を経て執行すべきものであるが、補助金交付に対する職員の認識不足や根拠なき前例踏襲により、所定の事務手続きを行わず、長年にわたり補助金を支出してきたことは、公益上の必要性が不明瞭であり、市民に対して補助金執行における透明性や公平性を欠くことから、実態に即した要綱に改正し、適正な事務処理を行われたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 法令等の遵守の徹底及びチェック機能の強化

事務処理にあたっての基本的な知識不足による根拠規定の誤りや安易に前例踏襲するなど、平成30年度前期と同様に軽微な誤りが散見された。

また、過去に実施した監査において口頭指導した軽微な事項についても一部の所属において、未だに改善されていない事例が見受けられた。

財務に関する事務に携わる職員の資質の向上及びチェック機能の強化については、これまで意見を受けているが、今回の監査においても依然として同様の事例が見受けられた。

事務処理にあたっては、安易に前例踏襲することなく根拠規定を今一度確認し、常に適法かつ公正に職務を遂行するとともに、決裁時におけるチェック機能の強化に努められたい。